大分市自治基本条例検討委員会 第2回 市政運営部会 議事録

- ◆ 日 時 平成21年12月22日(火) 14:00~16:00
- ◆ 場 所 大分市役所議会棟 3階 第3委員会室
- ◆ 出席者

【委員】

島岡 成治、廣瀬 惇子、秦 忠士の各委員(計3名)

【事務局】

企画課主幹 渡邉 信司、同専門員 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘(計3名)

【プロジェクトチーム】

(企画課主幹 渡邉 信司)総務課法制室主任 河越 隆 (副統括者除く:計1名)

【傍聴者】

なし

- ◆ 次 第
 - 1. 開 会
 - 2. 議事
 - (1)検討・まとめ
 - (2)その他

<第2回 市政運営部会>

事務局

それでは、ただ今から大分市自治基本条例検討委員会市政運営部会を開催させていただきたいと思います。まず、お手元の資料についてご説明をさせていただきたいと思います。座って説明をさせていただきたいと思います。お手元の資料のA4横をご覧いただきたいと思います。

11月から各部会に分かれ、それぞれ1~3回の会合を開催いたしましたので、ここで、これまでの各部会の検討状況と本部会の今までの議論のまとめを併せてご説明いたします。

お手許の(報告)と記載した資料をご覧ください。まず、資料の見方をご説明いたします。右肩に部会名とその部会の部会長・副部会長名を記載しております。項目につきましては、左から「開催日」、「検討項目」については、委員から出たご意見を条例の項目ごとに仕分けております。「検討内容」は各委員さんからいただいたご意見や課

題内容を記載しています。「今後の取組」は出た意見に対しまして、明確に今後どのようにしていくかとの方向性が出たものを記載させていただいております。「確定事項」につきましてはその事項に対して、部会として明確に意思決定されたものを記載しております。「備考」には、この部会の検討方法や進ちょく状況を文章で表しております。

はじめに、「理念部会」でございます。「理念部会」では、現在までに部会を1回開催し本日隣の委員会室で2回目の部会を開催することとなっておりますが、自治基本条例のあり方についてフリートーキングを行い、全体としては、条例を通して条文はより短く簡潔で中学生が読んでも理解できる内容が望ましいのではないかという意見統一がなされております。主な意見といたしましては、まず、「前文」については、委員がそれぞれ文案を考えて持ち寄って議論することとしております。また、「市民の定義」につきましては、限りなく広い範囲で捉えるということで確定をしたところでございます。また、総論的な意見としては、条例をみて大分市に住みたくなるような条例をめざし、どこからみても市民が主体であるということが分かるような内容にするべきという意見が出ております。今後は、条例に必要な要素や定型的な条項を洗い出し、それ以外の項目について重点的に検討を行うことや、他部会で出た考え方等を参考にしながら、理念等を練り上げる方向性となっております。また、逆に、他の部会に影響を及ぼすであろう項目や文章の表現スタイルなどについては、早めに決定して各部会との調整を図る方向も意見として出されております。

次に、3ページ目の「市民部会」でございます。「市民部会」では、3回の部会を開催する中で、市民に関することについてフリートーキングを行い、「市民の権利・責務」を議論するに当たっては、「定義」をきちんと意識しておく必要があるということで、冒頭に「市民の定義」として、「市内に住所を有する人」、「市内で働く人」、「市内で学ぶ人」と大きく定義して、団体や事業者も働く人に含むとして広い範囲で「市民」を捉え、本題の「権利・責務」の議論へと入ったところでございます。主な意見といたしましては、「個人情報保護」についても、市民の権利の一つと考えるが、条例の「市民の権利」に謳うと、そのことが足かせになる危険性もあるため、慎重な取り扱いが必要であることや、「市民の権利」の大前提は「安心・安全・快適に暮らす権利」ということが必要であるということ。「市民の責務」の項目では、市のサービスを受けるには「応分の負担を負う」というような「責務」も必要になるということ。また、「理念部会」でも意見としてあがっておりましたが、小中学生が見て理解出来る条例にしたいなどの意見が出されております。先般開催した3回目では、地域活動団体と事業者の責務について協議を行うということでしたが、再度次回も引き続きその協議を行うということになっております。今後は、それらの意見をもとにして成文化していくこととしております。

次に、4ページ目の「執行機関・議会部会」でございます。「執行機関・議会部会」では、3回の部会を開催しており、「執行機関・議会」の役割等を議論するに当たって、本市における事務事業等の現状や議会基本条例との関係性等について、広い範囲でのフリートーキングを行っております。主な意見といたしましては、「民意が反映されるルール作り」が必要であるや「議会基本条例」が先行している本市においては、自治基本条例との関係性が大きな課題となるなどの意見が出されております。今後、次回になりますが、執行機関と議会との関係について、議論を行う予定となっております。

次に、5ページ目、当部会の「市政運営部会」でございます。本部会は、当初「(仮称) 行政事務部会」とさせていただいておりましたが、他都市の条例において「市政運営」

という言葉が使用されていることから部会名を変更いたしております。現在1回開催して今日が2回目ということでございますが、まずは事務局から提示させていただいた資料をもとに、項目ごとに本部会で検討する項目か、他の部会で検討すべきものかなどを議論しております。いただいた主なご意見といたしましては、「条例の制定」のうち、条例制定等の手続きに関しては、他都市の条例では、その手続き上は市民の参加を図り、意見を求める内容となっていることから、「市民参加・まちづくり部会」との連携が必要ではないかということや、「危機管理体制の確立」については、必要があると思うが他都市においてあまり謳っていない現状であるのが、どうしてなのか気になるというご意見、「環境・景観」については、大事なことであるので章を別立てにして謳うか、少なくとも前文や理念で触れられるべきであるというご意見をいただいたところでございます。今後は、項目を確定した後に具体的な検討に入る予定となっているところでございます。

次に、7ページ目の「市民参加・まちづくり部会」でございます。本部会も名称の変更をしておりまして、当初「(仮称)市民参加・協働部会」であったのを、「協働」という言葉が分かりにくく誤解されやすい言葉であるとのご意見から「市民参加・まちづくり部会」と変更しております。現在までに3回の部会を開催済みで、事務局から提示させていただいた資料の項目に沿って、「必要なもの」「不必要なもの」や項目ごとの考え方を整理しているところでございます。主な意見といたしましては、「住民投票」についてどのように規定するのかという議論が必要であることや、「協働」という言葉の使用について部会内でも意見が分かれているところであり、今後さらに議論を深めていく必要があること。「都市内分権」については、大分市として今後どのように地域に財源や権限をおろすのか、そういったことの検討等、十分な議論が必要であるなどのご意見が出されております。今後は、十分な検討を重ね、考え方を整理した後に事務局に条文(案)を作成させて、委員の考え方が反映されているかの検討を進めることとしております。

以上が雑ぱくでございますが、他の部会での検討状況並びに本部会の現在までのまとめとしてご説明をさせていただきました。

それと、もう一つ資料としてお配りしていますのが、政令指定都市及び中核市における危機管理関連項目の有無についての資料でございます。現在のところ、自治基本条例を制定している都市は政令指定都市で4市、中核市で3市ございます。いずれの都市も危機管理関連項目の記載はありませんが、 現在制定作業を進めております高松市と熊本市について、危機管理の記載がありますので、一応載せさせていただいております。高松市は今年度中に制定の予定、熊本市は22年4月に施行予定ということのようでございます。

以上、2つの資料についてご説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

部会長

ご説明いただいた中で、他の部会でもう既に3回行われているところもありますけども、大体3回と決まっているのですか。それとも3回行われたところは、まだ更に検討しているのですか。

事務局

さらに続いていきます。一応今まで終わっている部会は、1月の中旬から次また再 スタートするということになります。

副部会長

いわゆる項目、項立ての部分について、一定程度の議論が今されつつあるのだと 思いますけどね、理念部会とかはよく分からないが、それ以外は1月中には大方の部 会のたたき台的な意味合いでの案文くらいは、事務局としても一応やはり全体の進ち ょくスケジュールとしては持っていきたいという考え方でいるのではないか。

事務局

当初全体会議の方でもお話をしましたように、年度内に素案をという形を睨んだ時には、やはり1月中には形がある程度欲しいなという気持ちはあるのですが、この報告でも分かるように中身の検討まで行き着いていない部会があったりと様々なので、実際ちょっと難しくなってきているのかなと。

副部会長

実はこの市政運営部会は、ある程度もう既にかなりのものが一つの条例事項的な 形で一定程度整備されている部分がある。だから、うちの部会の部分はある程度案 文としてはね、中身は何処までどう入れ込むかはこれからの議論もあるのですけれど も。一応作れる部分はあるのかという感じはしていますけどね。だから、景観、環境と かそういう部分をどうするかとか、この中での課題の部分はまたある訳ですからね。

事務局

今までいただいたご意見を見ながら、例えばこちらで簡単な例文と言いますかね、 そういったものは作ることは可能かなと思うのですけれど。多分一番難しいのは、市 民参加・まちづくりの所が実は既存条例があまり無い部分ですから、最終的に時間が かかるのかなという気はしております。市民部会、執行機関・議会部会というのは、あ る意味組織とか市民の定義、権利とかの部分ですから、これと決まれば条文はすぐ に出来上がると思うのですけれども。あとは市民参加・まちづくり部会のところが、どう いう形でまとめ上げるのかなというのがまだ手探り状態ですね。

部会長

こちらに入っている項目の中でも、そちらの方との関係というか、場合によってはこの市政運営ではなくて・・・、まちづくりは名前が変わったのですね。

事務局

そうなのです。協働という言葉が、今のところ部会名には無いのですけれども。

部会長

市民参加・まちづくり部会の方の項目に入るのではないかという話がありましたよね。ですから、まず一つやらないといけないのは、全体の構造と言いますか、大きな構成を他の部会との間ですり合わせをする機会が多分必要なのだと思うのですよ。それで、ここの部会で出ていました他の自治体との協働みたいなものが何処か他の所に入るのか、ここの章立ての中であるのか、或いは別章立ててやるのか。その場合、担当がいなければ、ここでやっぱりそれを担当して、その中の項目を立てて案文を作成するのか、というようなことが未定ですよね。

事務局

そうですね、一応事務局が勝手に割り振った形の中で、今割り当てさせてもらっていますので、他の部会でも検討する部会が無ければ、大変申し訳ないのですがここで考えていただいて、それを別章立てにするのか、市政運営という章の中に入れてしまうのかというところを議論いただいて、別章立てするということであれば、この部会の中で章をもう一個というような考え方でお願いできればと思います。明らかにこれは市

民参加・まちづくり部会で議論するべきだというものについては、この報告そのものは各部会で報告していますから、市民参加・まちづくりの方でも何かうちに関係のある議論があるなあというような認識はございますので、そちらでまた議論していただく。一つこれを出すことによって、すり合わせの第一弾という考えをしているのですけれども、途中経過的に部会長会議と言いますか代表者会議的なものを2月の第一週目くらいに出来ればやりたいなあと委員長とは話をしております。それで、そのあと全体会議を2月中旬以降くらいにして、また部会に持ち帰るような流れを考えています。

副部会長

全体会議で少しその辺の全体の条例の構造的な部分について、少し共通認識に一回立った上で、部会でまた議論するという作業は必要である。

事務局

そう考えると、3月に入ると長い期間で議会がありますから、3月中の開催というのは夜でも開催できれば別ですけれども、そうでなければちょっと難しいのかなと、3月中はですね。ということを考えると、若干4月にずれ込むなという認識は事務局としてはしています。折角ここまできて、ばたばた作り上げるのもどうかと思いますので。

部会長

そうですね。途中の議論が一体何処にどう消えたのかという話が。

事務局

一番重要な部分の議論が一番短かったという話では困ると思いますので、その辺 の柔軟な対応は事務局ができるようにしておきたいと思っております。

部会長

その辺は最終的に3月いっぱいで自治基本条例が策定されなくてもよいという事な のですか。

副部会長

1ヶ月程度の遅れは特段支障がないと思いますが。

事務局

来年度中に制定を目指すということであれば、来年度の作業はしわ寄せと言いますか圧縮するような形にはなろうかと思います。市民意見交換会の日程のところがぎゅっと縮まるようなイメージはあるかも知れませんが。そうは言いながらも、出来るものがちゃんと出来ないとですね、市民意見交換会もないので、まずは素案をある程度世に出せるようなものを作り上げてからということを考えております。

部会長

今まとめていただいているのは、各部会で議論された内容が項目として上がっているのですけれども、他の部会への要望、これは他の部会で検討してくださいとか、そういうものというのは明確には出てきていないのですかね。

事務局

この報告から拾えば意見が出たものを全て反映させているつもりですので。「他の 部会で検討」という意見だけをまとめたものは今のところ作っていないのですが、この 中には入っています。

部会長

例えば、ここの部会への何か注文とかいうのはありましたか。

事務局

そういうものは今のところないですね。

部会長

うちはどちらかというと注文を出している方ですね。

事務局

多分こっちに入るのではないかという意見は出ないと思います。ここから放出するような内容はあろうかと思いますけれど。一番項目的にもここが多いので。

部会長

そうしますと、どういう形にしたらいいのかな。基本的には3回以上を、2月の初めに と言いましたかね、部会長会議。

事務局

はい、部会長会議を第一週のうちにやろうということでは思っております。

部会長

中旬くらいに全体をやると。

事務局

全体会議を19日か、ちょっと今度全体会議で市長との懇談を含めてやろうというような計画をしておりまして、それでいくとですね、12日か19日の金曜日、今のところ市長が空いているということですので、それで委員長とまず話をしてですね、もしかすると全員が集まることは難しいかもしれないのですが、早目に案内をしてできるだけ日程調整をしていただけるように、早目にご案内をしたいと思っております。ですから、2月にできれば全体会議も前の方でやって、後半でまた部会が開けるようなイメージを持っていきたいのですけれども。

部会長

そうしますと、この部会で1月、今回ちょっと多分あまり進めないかなあと思うのですが、次回あと一回するのか二回するのか三回するのか分かりませんけれども、2月まで全体会議があるまでにやらなければいけない事というのを、今日概ね決めておいたらよいのかと思うのですけれども。一つにはこの市政運営に関する部分の中での項目というのが、ある程度ここはそんなに難しくなく決まるかなあと。この前のお話の中でも、大体こう見えてきたかなという感じがしているのですけれども。そういう項目が決まるのと、場合によっては別章になるのではないかなあというものが幾つかありますよね。それから別のところの章の中で触れていただく方が良いのではないかというのがあったと思うのですね。そういうものを明確にするのは、多分あと一回か二回あれば十分にできると思うのですが。さらに案文といいますか、文章のたたき台みたいなところまで行くのか行かないのか、というところがちょっとどちらなのかなと分からないところなのですけれども。

事務局

参考に私は市民部会を担当しているのですけれども、市民部会の方では次1月の21日に第4回目をする予定なのですが、その時に先程ちょっと報告でも言いましたけど、地域活動団体をどうするかというところと事業者をどういうふうに定義付けていくかというところを議論してですね、検討項目を確定したら具体的に成文化を次にしましょうという話になっていますので、早ければ次回の第4回で成文化の作業に入る予定になっています。ですから、多分今一番進んでいるのは市民部会ではないかと思うのですけれども。そういう意味ではこの部会も項目がある程度ここで検討するという部分が確定すれば、成文化の方に入っていってもいいのかなというふうに思っていますので。来月1月の部会で一回二回くらい開催できれば、その中で成文化までやって。そ

れが部会代表者会議の時に途中でも構わないと思いますので。

部会長

本当にたたき台でいいだろうと思うのですけど。

副部会長

次回の1月の最初の部会ではね、一応先般第一回で議論された部分で、勿論他部会で規定した方がいいのではないかという部分もあるのですけれど、それも含めて一応の案文としてのたたき台ですね、これはある程度作業をしてですね、全体がどういう内容となってくるのかというのを一回鳥瞰していただいて、次のこの部会でですね、その案文を元に議論していただきたいという感じはするのですけれどね。

部会長

どうですかね。要するに、次の1月に入って最初の会議で何らかの案文、検討案み たいなものを事務局の方が作っていただくということですかね。

副部会長

課題の部分はあるのですけれど、それはそれで取り敢えず一応案文化していただいて、さらにその議論をね、案文を見ながら議論を進化させればいいのかなと、次の1月の最初のこの部会ではですね。

部会長

それはできますか、事務局の方で。

事務局

できないことはないと思いますけども。ここの市政運営部会というのは、大体決まった条文が多いですから、あとは今既に市に条例があるものについては、別途条例で 定めるというような書き方で終われると思うのですけれども、そうでなくて無いのだけど も条例を別に作る必要があるとかいう部分がもしあればですね、その分については検 討をいただかないと書き方がちょっと難しいのかなと思います。無い状況での条例の 書き方となると、少し詳しく書かないと悪くなってくるでしょうし。

副部会長

いわゆるこの前回の整理をしていただいている検討内容の部分も留意をしながらですね、私と事務局でちょっと少したたき台の案文的なものをですね、一応その作業をしたいと思います。全部が全部次回まで提示できるかどうかというのは、若干流動的なものはあります。できるだけ案文化したものを一応ですね出して、それを元にまた議論をしていただければより全体の議論も深まるのかなと。それから、他部会との関係、他部会もそれなりに作業が進んでくるでしょうから。

部会長

その時に、例えば幾つかのものが項目として入れるかどうか、少しまだ検討しなければいけないというのが出ていますよね。それについてどうするかという。

事務局

この報告のですね、説明を先程したのですけれど、右から2列目の確定事項というところが明確にこれはこうしましょうという発言があったことを拾っているのですね。ですから、上から4つ目までは項立てしていきましょう、必要ですよね、というところで意思確認されたものは項立てするということで書いております。空欄のところは、ちょっとあやふやなところで終わっている状況ですので、こういったところを確定していって、最低限項立てをするということが決まればそれについての案文というのは、正直他都市のを見ながらという形にはなるかも知れませんけども、取り敢えずの体裁を整えるの

は可能ですので。

部会長

その作業を実は今日できるかなと思っていたのですけれども。項目をある程度確定するのは、議論されれば次回の時に原案を作っていただけるかと思ったのですけれど。議論がちょっと難しい。

事務局

作成する者とすればですね、この空欄のところが今後検討をしていきましょうねという議事録を見させてもらったのですけれど、この空欄のところをどうするかというご指示をいただければですね、正直副部会長が言われるような作業にかかれるのですけれども。そこは決めていただいた上でということでないと、なかなか案を作れと言われてもですね。

副部会長

それは一応取り敢えずね、検討項目の部分を一応これはこのまま、最終的には部会としての意見は次回以降になるけれども、一応どういう形になるのかという案文の部分をね、それは作っていって議論をしましょう。

事務局

今時点で、要するに MAX で作るということですね。

副部会長

そう。それと、危機管理についても一応ですね、私はたまたま危機管理の部局の人間として、担当していることもありましてね、これはやはり一応の項目としてですね、項立てをしておくべきかなという考えを持っておりますので。

委員

すみません、ちょっといいですかね、一言だけいってすみません。私は全体の知識はあれなので、是非今おっしゃっている案文を作っていただいて、その上での検討だと少し入れるかなという気がしますので、是非1月にお願いしたいということと、危機管理体制については、私は民生委員の方から代表で出ていますので、民生委員協議会はやはり危機管理という形で今まさに本当に取り組んでいる状態なのですね。是非これを項立てしていただければ有難いかなあと思います。すみません、そういうことでよろしくお願いいたします。

部会長

分かりました。それでは、1月の初めの時に出来る範囲、出来ないところもあるかも 知れませんので、出来る範囲で結構ですので、一応その案文というのを作成していた だくということで。検討事項でどうなっているのかというものも、可能な範囲でやってい ただくということですね。特に今危機管理体制というのは、お二人の意見をお聴きしま したら、これは是非必要だろうということだと思いますので、これは項立てするという形 で持っていっていただけたらいいかなと思います。で、あと他のところでと言われてい たのがですね、どれがあったのですかね。

事務局

条例の制定のうちの手続きの部分ですね、市民参加・まちづくり部会との連係が必要ではないかと言われているのと、次のページの5ページのところに人材育成、自治の発展を支えるという意味の人材育成であれば、市民参加・まちづくり部会の方で検討すべきではなかろうかということですね。それと、あと環境・景観については別に章立てするのか、または章立てしない場合は前文とか理念の部分で触れられるべきで

はなかろうかというようなご意見だったと思います。

副部会長

案文としては環境・景観の部分については、この部会では一応別の章立てで取り 敢えず作りましょう、ここの部会で。

部会長

はい。そうすると、例えばもう一つ国との連携・地域間連携と、これも別の章立て。 他の例を見ても別の章立てになっているところもあったりするのですけども、という話 が出ていましたから。実はここは一つでは終わらないのですよね。それと、もう一つ人 材育成のところで、市民参加とかまちづくりの中での人材育成ではなくて幅広くという か、特に未来の市民と言いますかね、小中高の教育における行政みたいなものはこ こで出ただけではなく他部会でも出たと、この前お話を伺ったのですけれども。これに ついては、どうするかという意見が他の部会では何も出てないですか。

事務局

教育という観点は必要だということは出ているのですけれども、具体的にどこでどういうふうにというところの議論までには至っていません。理念部会のところで若干そういう話が出ましたかね。事務局の案としてなのですが、基本理念とかですね、基本原則とか、そういった部分で教育的な部分とか福祉の部分とかですね、そういったものは謳えるのかなと思っていますけれども。特に教育というところが別出しで一つの条文として必要だということであれば、それを検討するのはどこかということになると。

部会長 多分全体。

副部会長

全部に関連する内容ですね、これはね。ここの人材育成的なことは広い意味で考えるとね。

部会長

下の多文化共生とかそういうものもそうなのですけれども、理念のところで大きく触れるのか、或いはもう少し突っ込んで章立てをして、その中で大分市独自の例えば教育とか文化に関しての市政運営という方向性を出すのかどうか、そこのところの問題だろうと思うのですよね。多分ここだけの議論ではどうのこうのは出来ないと思うのですけれども。

副部会長 そうですね。

事務局

そういったところの意見が出ているというところを部会長会議、全体会議の中で話を していただいて、じゃあどういうふうにどこの部会で担当してもらいましょうとかいうとこ ろを決めていただくような流れになるのかなと思います。

副部会長

そうですね、一応この部会の考え方として、そういうことを部会長会議の中に提案 するということですね。

事務局

教育のことを謳っている基本条例は本当に無いですよね。

部会長 ないですね。

例えば福祉の観点とかですね、そういったものは基本理念のところでですね、大きく 包み込むような感じで謳っているものがほとんどですね。個別に出てきているところは 本当にないですね。

副部会長

ここの部分は、ある程度考え方を盛り込むというのは大分らしさ的な部分の条例に なっていくでしょうね。

部会長

と思いますけどね、逆にですね、私今非常に感じているのは、私自身は生まれたのは宮崎なのです。大分で育っている人間ですが、若い人達、というか私も若い時のことを振り返ってみてですね、大分という場所に対する興味がとっても薄いのですよね。本当にこれは歳を取ってきて、それじゃあいけないと思ってふと若者を見ると自分の若い時と同じだと。これはやっぱりまずいなというところがありましてね。大分という場所を誇りに思う気持ちというのを、変な地域主義にする必要はないと思うのですけれど、変な地域主義はちょっと問題があるでしょうけれども。そうではなくて、誇りに出来るものは沢山ありますから、その歴史にしろ文化にしろ或いは自然にしろ、そういうものに対して素直に良い所に育ったのだという思いを持てるような教育をして欲しいなあという、それは学校教育だけではないのですけれど実は、家庭教育も含めてなのだとは思いますけれど。そこが、とても何か凄く気になって、一応大学で教育を担当しているものですから。教育は気になっているところなので、こういう機会にそういう方向性みたいなものを皆で共有できれば、また少し違った形で進められるのではないかと考えています。

副部会長

学校教育における人材育成的なものも当然勿論必要ですし、それからこの基本条例は従来の団体自治的なもの、団体自治というのはどちらかと言えばどうしても行政が主体の自治的なものが、今までは法令もそうなのですが、そういう色彩が強いのですけど。この条例が目指そうとしているのは、それに加えて住民自治という色合いの強い方向性を出そうとするものですから。住民自治を進展させるという意味合いでは、それぞれの地域における住民自治、市民参画も含めて、地域でもそういう地域自治、住民自治を担うような人材育成というか、そういう観点も必要だという部分があるのですよね。そういうことをやはりこの条例から感じ取ってもらいたいということも、やはり出していくべきだろうというふうに思いますね。

事務局

人材育成という項目で自治基本条例を謳っているところはあまりないのですけれども、たまたま上越市の中でそういう項目があったので、MAX ということで項立てをさせていただいているのですけれども。やはり、考え方は住民自治という中で、地域での人を育てるという意味での人材育成。それと、職員がそういった意識を持ってやっていくという部分の人材育成。という二つの観点から、章は違うところにあるのですけれど、二つの観点からの人材育成というのはあるのですよね、他都市の例はですね。

副部会長

行政職員の人材育成的な部分は、それはそれで当然必要であるが、私はそこの問題は執行機関・議会部会の中で職員の責務というものが出てきますよね。そこの中で、ある程度包括されてもいいのではないかという感じは持っていますけれど。

そうですね、その中で人材育成的なことを言われていますね。

部会長

教育というものが自治組織を円滑にするための人材育成という意味というのは十分分かりますし、多分自治基本条例の中でそういう意味合いで少し書かれているところも勿論ある、そうだろうなあと思うのですけれど、市政と言った時にですね、教育行政、広い意味での教育行政、特に青少年を考えた教育行政ということに関して、殆ど他都市では例がないわけですよね。それはどうしてでしょうね。

事務局

それは、執行機関・議会部会の中で、教育観点が必要だという、常にそういう議論になるのですけれども。その中の発言で、教育委員会という特殊なといいますか、自治基本条例の中とまたちょっと違うようなところの中の教育という部分で、なかなか謳うのは難しいのではなかろうかというような推測をされている方もいらっしゃったのですけど。とは言いながら、執行機関等の中には教育委員会も当然入りますから。そこのところを考えると、やはり将来を担う人材の育成といいますか、そういった意味で子供さんの教育という部分もあっていいのかなと個人的には思いますけれども。

部会長

私も個人的にはそう思うのですけれど、どうして他都市は入れないのかなあとすご く不思議な感じを持ちます。一つはこれも穿った考え方なのかもしれないのですけれ ども、教育ってやはり国で行われているのですよね。文科省主導の教育というのが行 われていて、そこを出るつもりはあまりないのかなと、何処の他都市も。

事務局

そういう意見を言われていました、他の部会でも。だから、入っていないのかなというような意見。

部会長

それでいいかどうかですよね。そこを変えるとなると、それはすごく大きな決心だと思いますけれど。そういうことが出来るのであれば、私はできるのであればやっていただきたいなあというか、やりたいなあという感じは個人的には持っていますけれども。私一人の意見ではそんなことは可能ではないですから、皆さんのご意見を聴きながらしたいとは思うのですけれど。どうしてもやはりそういう意味で教育委員会というのは、今おっしゃられたみたいに小中は大分市の中に入っていますし、高校は県の中に入っている訳ですけど、ちょっと独立した組織みたいになっていて、その独立した組織が県の場合はこの前ちょっと色んな不祥事を引き起こしたというところはあるのかなあと。そういう意味では、市民も含めて県にしろ市にしろですね、子供たちの教育に対して少し意見を言っていく、そういう時代になっていいのではないかなという、国からの方針だけで教育が上手くいってきた訳ではありませんから、そういう思いはあるのですけれどね。非常に大事なところではあるのだろう。ただ、非常に大事ではあるけれども、それを間違うと大変なことになりますから、よく考えながらやはりきちっとした方針を出さないといけないと思いますけど。

副部会長

今の教育行政に絡んだ部分の総合計画の下位計画の教育基本計画的なものといいますか、定めていますね。その辺の精神の部分を自治基本条例の中で、どういう形で章立てなり例文として取り込める形になるかということは、ちょっと教育委員会にも

投げ掛けて若干教育委員会の意見も整理しておいてくれないかな。

事務局はい。

部会長 そうですね、やはり担当部署に聴いておいた方が。ひょっとしたら反発されるかも知

れないですからね。

副部会長いいい面と悪い面でどうしても教育行政というのは、何というかそれなりの専門性の

部分とか、行政ではちょっとこう一定程度の独立性、中立性というか、そういう大義名 分の中で運営されているところがありまして、効果的に市の行政の中でそこの部分を どういうふうに言っていくかという部分。ただ総合計画についても教育の部分は取り込

んでいますよね。

事務局はい。

副部会長だから、位置付けられないことは、不可能ではないですね。

事務局ないと思います、それは。

副部会長 意識としてですね、どうしても意識としては常にあるのですね。

部会長ある種の聖域なのかも知れません。

副部会長 ええ、若干あるのです。

部会長条例の中で謳うときもどういったら良いのですかね、あまり特殊なことは言わずに、

ごく当然のことを謳うということであればいけなくもないかなと。だけど、ごく当然のこと

が本当は実は大事なので。

事務局 いずれにしても理念的な感じになるとは思うのですが。

部会長
そうですね、具体的にはならないと思いますけれど。

事務局せいぜい入れるとして、理念のところで教育のことに触れることはできるかなあとい

う感覚ではいるのですけれど。それは個別のところで、例えば市政運営の一環の中で 教育という形にするのであれば、ちょっとよく考える必要があると思います。難しいと思

います。

部会長
ただどう言いますかね、基本理念とか前文とかでそこで教育を謳っても、すっと読み

ますよね。当然のこととして読み過ごすのですけれど、それが別章になっていると大分というところはこれから教育を大事にするのだというようなメッセージにはなる。内容が非常に普通のことを書いてあってもですね、なるのかなあという気はしているのです

けど。

由布市で環境、景観が出たような感じでですね、これがこの市の条例の色なのだろうというふうに見られる。章立てが別にあるといいのでしょうけれど。

部会長

由布市などは湯布院を中心にやはり景観というのは大事にしなければいけない場所ですから、大事にしますよというメッセージだと思うのですよね、由布市は景観を大事にするのだと。そういう意味合いでは、中身は当たり前のことであっても別立てにすると、随分インパクトが違うのかなという感じはしているのですが。

副部会長

そこのところは、一度部会長会議の中で若干議論をしていただければと思いますね。あと整理しておくところはないですかね、今日の議論で。

事務局

例えば、苦情対応、権利保護という項目があるのですけれど、その中でオンブズマン制度、オンブズパーソンというものを設置している都市はここにそういう文言を謳っているのですけれど、大分市は今のところそういう制度はないですよね。そこまで言わなくても単純に、例えば苦情対応に迅速に対応するというような文章にとどめるのか、そういった制度を設置して取り組んでいくというふうに一歩先を行くのかというところで書き方が全く変わってきますので。それはこの場で決めるのは難しいのでしょうけれども気になるところなのですが。要は、ここに限らずですけど、今大分市にある制度の一歩先を自治基本条例でいうことによって、後からその制度を作らないと悪くなる部分というのをどうするかということなのですが。

副部会長

制定しているところで、オンブズマン制度的な部分の規定があるところは何処何処あるの。

事務局

今、分かる範囲では札幌市と上越市はそういった制度がありますね。札幌市はオンブズマンを置く、上越市はオンブズパーソンを設置すると。確か川崎市もあったと思います。

副部会長

川崎市は従来からオンブズマン制度を多分早期に取り入れていましたからね。

事務局

制度があるところはこういうふうに謳っているのだと思うのですけれど、そこを大分市が一歩進んでそこを言うのか言わないのかということなのですが。取り敢えず、現行の制度に合わせた形で作るという。

副部会長

そこの部分は課題でしょうね。この検討委員会の中から、そこは今後どうされますかという部分の提案を受けて、市の行政としてそれをどうするかということを持ち帰って検討しないといけなくなるようになりますね。それは課題として整理しておいてよいのではないですか。行政にこの委員会から球を投げ掛けたということでしてね。多分全くない、今後それをどうするか方向性が定まっていない場合は、多分そういうことは書かれないでしょうね。

事務局

方向性がなければですね。そこまで例えば自治基本条例の検討委員の中で、それ

は作りなさいよというような投げ掛けという意思決定がなされれば、それを盛り込んだ 上で作っていかざるを得ないのかなと。

副部会長 そういうことになりますね、提案があればね。

部会長 苦情というのは市に対する苦情なのですか。

副部会長そうです。

部会長 そういう意味なのですね、オンブズマンにつながるということで。一般的な苦情、困りごと、相談といったらいいのか、市民相談、市民からの相談。

事務局 それも含めてでしょうね。

部会長 市民からの相談に関する対応というのは色んな形で現況でもやっている訳ですよね。それとはちょっとオンブズマンという話は違う話なのですよね。

副部会長そうですね、市民から選ばれている第三者機関的な制度ですよね。

部会長市政チェックみたいな形になりますよね。

副部会長 苦情対応に対する対応の部分で適正かどうかということですからね。

部会長 私の考えが間違っているのかもしれませんけれど、そうなるとむしろ例えば行政評価とかですね、そちらの方に関わるような感じもするのですけれど、そういうことはないのですか。

事務局 行政評価は内部的な作業ですね。

事務局

副部会長

部会長

部会長 外部監査というのは言っていました。これを行政評価と一緒にしたらどうかという話が多分この前出たと思います。

多分セットには言えないのかなと。条文を続けて記載するという流れで記載すること は可能だと思うのですけれど。外部監査と行政評価はちょっと違うのかなという気がし ますけど。今実際別にやっているので、そう思うのですけれども。

大きな意味合いでは、行政評価的な中でそういう包括外部監査もありますよ、それ から内部的な職員による事務事業評価がありますよと、それで最近では事業仕分け がでてきていますよと、全体ではやはり行政評価だと思うのですよね。

大学などでは自己点検、自己評価というものをやっていましてね、これは自分で自分を評価するのですが、これの第三者評価というのが義務付けられているわけですよ。第三者機関に自己評価したものを評価してもらうと、そんな形になっているので、

自己評価と外部評価がくっついているような形になっていますけどね。

事務局

そういった意味では、行政評価という中で内部評価をした後に外部評価という流れにはなっているのですけれども。それと、外部監査というのは別のところで適正に事業をやっているのかどうか、というチェックは外部の方から受けているのですけれども。

部会長

それがオンブズマンになると市民の側の代表者という形になるわけですね、そこまでいくかどうか。その中の一連の中で次をどうするかっていうような形で書くというのはあるのかなと思うのですけれど。

副部会長

オンブズマン制度は最近あまり賑わすことはないね。

事務局

ないですね。

副部会長

通常は行政に対する苦情的なものに対応して、市民から選んだ第三者機関が市の対応が適正かどうかとかチェックするような形の部分がメインでしょうけど、個別の政策評価、良い悪いというのか、そこをオンブズマンが政策評価、行政評価をするというのはないですよね。

事務局

ないと思います。

副部会長

あくまでも具体的な苦情処理と。

事務局

その対応等について適正なのかどうなのかということじゃないかなと思うのですけれど、うちにもないので勉強不足なのですけれど。先に設置しているところとかの情報を見ると、あまり稼動もないような状況のようですけどね、現在は。当然市の職員としては必要と思うのですけれどオンブズマン制度というのはですね。市民としてそれは必要だということであれば条例の中に入ってくるのかなと。

政策法務というところは、今実際法制室で政策法務ということでやっているわけで はないと思うのですが、そういう観点からの判断とかいうのは。

事務局

今政策法務は盛んに言われていますし、実際事務を行っていく上で政策法務的な 視点で動いていくというのはやはりありますね。ただし、政策法務を推進するという形 では、明確な形では無かったと思いますね。

政策法務というものの範囲がどこまでかというか、はっきりしないのですけれど。基本的には法をどうやって使って、出すべきところに出していくかということですね。

部会長

法の解釈を独自で、市で独自でやりますよと、ものすごく単純に言うとそういうことじゃないですかね。

事務局

そうですね。

部会長

そういうと、どうも場所としてはこれこそ基本理念か基本原則みたいな感じがするの

ですけれどね。

事務局

他都市は結構政策法務の推進というふうに謳っているところはあるのですけれど。 五分五分の感じですか、作っているところでは。ニセコ町も政策法務の推進という形で 謳っているのですね。

副部会長

政権交代によって地域主権という言葉が、かなり国のほうも色々使い出した形もあ るので、そういう地域主権の問題になってくるとここの部分というのは、抽象的な表現 ではありますけども、謳っていても問題はないですね。ただし、案文としては抽象的に ならざるを得ないけどね。

事務局

そうですね。ちなみに上越市は、「自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条 例、規則等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈及び運 用に努めなければならない」、その一文です。本当にこのくらいしか謳えないのだろう と思いますけど。ただし、今副部会長が言われるように、今後の地域主権という流れ の中では、今から作る自治基本条例であれば、あった方がいいのかなという気は個 人的にはします。

副部会長 そう思いますね。

これを載せなくても当然そうやっていかなければ悪いのですけれど。

副部会長 タイムリーなちょうど時期に。

これを作ったから、じゃあ何処の部署が縛られるのかではなくて、職員一人ひとりが 事務局 そういうふうな考えでやっていくということですから。

そのとおりですね。これは一応項立ての方向で検討したいと思います。条文として 副部会長 上げていくということで。今一番これで突っ走ろうとしているのは名古屋市ではないで すか。河村市長の減税条例、議会とすったもんだしながら。

事務局 大分市も職員研修の一環で、ついこの間回っていた政策法務研修というのが、そう いう取り組みはしているのですが、なかなか参加者がいないのです。

> これは、市政運営の中で項目として上げたほうが、職員の中でという限られた中で 何か職員だけという、主に職員が関連してくるのだけど、市政運営全体の項目の中に 上げたほうが収まりとしてはいい感じがします。

事務局 いずれにしても、今ある項目で作ってみましょうか。

> そうですね、一度原文を作っていただいて、それを見ながらここはこうした方がいい とか、或いはここは他所のところにいくのではないかとか、そんな議論が必要かも知 れません。

事務局

副部会長

部会長

私の個人的な悩みを今聴いてもらって申し訳ないのですが、大分市の場合議会基 本条例が先行しているではないですか、その位置付けというのは執行機関・議会部会 の中で今後議論していくのですけれど、当然議会という項目が出るのかどうかという のもまだちょっと不確定なのですが。他都市の条例は全て議会及び市長はという書き 出しが多いのですね、市政運営のところは。そこをどうしたものかなあというのが一番 の悩みなのです。議会基本条例がある中で、自治基本条例にも議会及びと言ってい いのかなというところがちょっと個人的に分からなくてですね。多分イメージ的には議 会という項目を一個設けて、議会のこれこれについては議会が別途条例で定めると いうような流れで議会のところは終わってしまうと思うのですよ、議会の青務的な部分 というのは。それで終わって、他の個別のところで議会基本条例に謳われていない部 分については、議会及び市長等はという言い方でもいいのかなあとも思いますし、逆 に議会基本条例があるので、そこに気を使って議会のことは触れないほうがいいのか というような気持ちもあります。それは付け足せばいいことなのですけど、付け足すか 削るかすればいいことなので、最終的に文言を確定するときでいいと思うのですが。 全体の流れの中で整合性が取れればいいと思うのですけれど。一応議会及び市長 はという書き方でも。

部会長

そうですね、それで投げ掛けてみて、議会の方でこれは取ってくれと言われたら、その時に議論を。

事務局

議員さん方が議会は議会基本条例があるのだからという人も多分いると思うので、 その時は落としましょうと委員の皆さんの意見で決定していただければ。最後はそうい う微調整が必要になってくる話かと思っていますけど。

部会長

本当はあれですよね、大分市自治基本条例というのがあって。

副部会長

そこの部分も部会代表者会議の中で議論をしておいていただいた方がいいでしょう ね。

事務局

そう思います。

副部会長

うちの案文として取り敢えずたたき台的なものは、由布市は市及び議会はという形で統一しているのかな、由布市は。

事務局

ほとんどがそうですね、「市及び議会は」か、「市議会及び市長等は」というような書き方ですね。

副部会長

由布市を見ると書き分けているね。環境、景観の場合は「市及び議会は」、「市民等市及び議会は」、色々書き分けているね。市政運営部会については、市民等というのはなかなか入りづらいところですね、ここはね。だから、「市及び議会等」はという形でしょうね。

一応それで統一をしておきます。 事務局 それと、議会基本条例は条文を全部ちゃんと読んでいないのであれなのですが、同 部会長 じような項目があったりするわけですか。 責務はあると思うのですが、ここでいう市政運営的な部分というのは情報の開示と 事務局 かいう部分はあるかも知れませんけど、あとはそんなにダブっているところはないと思 うのですけれど。 副部会長 ここは、当初は行政部会で市政運営になっているわけですが、例えば行政評価に 絡んでいわゆる外部評価が絡んでくる時には、議会が外部監査というのは基本的に なじまない話でしょ。 はい、そうですね。当然内容によって、頭の出だしは使い分ける必要があると思う 事務局 のですけれど。 副部会長 ほとんどは「市及び議会」でいけるのでしょうが、行政評価の中については包括的 に外部評価という形を入れると、議会に外部評価というのはなじまない世界ですから ね。 事務局 総合計画等の部分にしても、基本的には「市は」とか「市長」とかいう形でしょうから ね。 副部会長 ちょっとその辺は書き分けないとしょうがないところでしょうね。 事務局 はい、それは他都市を見ながら研究してみます。 他は大抵そのパターンでいけるのだろうと思いますけどね。 副部会長 部会長 内容によって少し主語が変わってくる訳ですね。 事務局 そうですね、議会基本条例が先行して自治基本条例を作っている所がないもので すから。 本来はあれですか、自治基本条例の中に議会基本条例が入っているのですか。 部会長 事務局 自治基本条例があくまで最上位条例で、その下に行政基本条例があったり議会基 本条例があったりという流れでしょうから、あまり議会基本条例が先行しているとかい うことはないと思うのですけど。

18

あと何か事務局として。

多文化共生はどうしますか。

副部会長

事務局

副部会長

別の章立てで取り敢えず。

事務局

章立てを別に。

副部会長

国との連携、地域間連携、これは通常の流れの中で別立てをわざわざする必要性はないですね。あと環境、景観も取り敢えず別の章立てで、たたき台としては整理しておきましょうかね。

部会長

そうですね。多文化共生というものが市政運営の中に入っているという意味はどういうことなのですか。私も一つよく分からない。一応書いていただいてみたのかなと思いますけど。

事務局

要は何処にも該当しなかったというのが一つなのですが、たまたまこれ上越市にしかこの項目が無かったのですけれど、その書き方がですね、「市議会及び市長等は市民が多様な文化及び価値観を互いに理解、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない」という書き方だったので、市が環境整備をするという意味合いかなということで市政運営に入れたのですけれど。市民協働的な部分ともちょっと違うかなとも思ったし、あと入れるところが無かったので取り敢えずここに入れています。

部会長

多分これ直接問題になるとすると外国人をどう受け入れるか、どう受け入れるかというか、受け入れざるを得ないと思いますけど、その体制をきちんと持つということの 意味なのかなあというふうに思って見ていたのですけれど。

副部会長

受け入れと交流そのものがありますよね。

事務局

人々が平和で共存することができるまちづくりに取り組まなければならないというの が第一項なのですね。

部会長

上越市では何処に入っていたのですか、どういうところで。

事務局

人材育成とかに続いて入っているのですが、すみません全体を通した条文を今手元に持っていないのですけれど。流れ的にはうちでいう市政運営の流れの中に入っています。条文の条項を変えてですね。比較的後半の方になるのですけれど、条例の中でも37条になっていますので、40条くらいあるうちの。

部会長

取り敢えずじゃあまあ一度。

事務局

正直言いまして、ここはちょっと難しい表現かなという。

部会長

全体的な整合性がなくてもよいですから、取り敢えずは書いていただいて。

正直他都市のものを引っ張ってくるような内容になるかも知れませんけど、形だけ整えてきます。これも最終的に整える話なのですけれど、やはり「ですます調」みたいな形の方がよいでしょうか。基本的に「しなければならない」という言葉が多いので、それを「ですます調」に置き換えられるのかどうかが難しいのですけれど。「するものとする」みたいな感じですかね。

副部会長

上越市は徹底して「しなければならない」という形になっていますね。

部会長

由布市は特にそうですね、由布市は殆ど「ならない」ですね。

事務局

多分条例という意識で作るとこういう書き方になるのでしょうね。そこは、自治基本 条例はちょっと違うのだということで、他都市の例でいくと「します」とかいう書き方をし ているところもあるのですけれど。

事務局

条文形式に最終的にした時に、「ですます調」だとどの程度の意味がかかるのか や、しっくりこないし難しくなってくることはあります。

副部会長

「しなければならない」と「するものとする」という内容によって書き分けているところもありますね。全てではないけども。

事務局

条項の意味合いによってですね、書き分けているところはあると思うのですけれど。

副部会長

全体の流れは「しなければならない」という形の部分が、由布市だってそういう形になっているので、基本的には由布市のような表現で取り敢えず作ってみておいて下さい。

部会長

「努めなければならない」、「努めます」では駄目なのですか。

「何々努めなければならない」っていうのは、ならないのは分かっているけどみたいな。「努めます」と言ってしまうと、何かしなかったらどうするんだみたいな。

事務局

「努めます」というのは、普通に優しい言い方に見えるのですけれど。

部会長

分かりやすくて優しいのですけれど。

事務局

オーソドックスなもので一回作りましょう。

副部会長

内容によっては「ものとする」という表現を取らざるを得ないところも出てくると思いますので、そこは書き分けていいと思います。

事務局

はい。何故今その話を出したかと言うと、理念部会の方でやはり優しい言葉で「ですます調」ですよねという意見が出ているものですから。

副部会長

かえってお互い違う形でこう出る方がいいのではないですか。

事務局 議論にはなりますよね。分かりました。多分ここは市政運営、いわゆる市の条例に 今までもある市の条例に近いような。 義務付けの色合いが強いからね、どうしても「なければならない」という形の方が、 副部会長 どちらかというと合っているような気がするのですけれど。 事務局 誤解がないですね。分かりました。有難うございます。 部会長 来年1月ですよね。 12日の午後であれば大丈夫かな。 そうしたら12日の午後。副部会長よろしいですか。 事務局 副部会長 はい。 部会長 そうしたら今日はよろしいですかね。 事務局 有難うございました。